

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和５年度第２回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和６年２月１９日（月曜日） 午前１０時から正午まで
3 開催場所	津図書館 ２階視聴覚室
4 出席した者の氏名	（津市隣保館運営審議会委員） 石川博之 梅林慶文 浦出寛治 大橋加代子 岡山勉 尾崎美哉 片岡福生 小島広之 小平英雄 齋藤好信 西田保男 福田信男 藤本正治 古川和也 前川正和 村林秀紀 山川稔也 山中順子 （事務局） 市民部長 南条弥生 ／市民部次長 平井徳昭 人権課 調整・人権担当主幹 渥美博 人権担当主幹 岸岡康成 ／ 主査 田端祐美 中央市民館長 市川雅章／橿形市民館長 小柴恵美子 長谷山市民館長 後藤章 久居総合支所生活課 人権啓発担当副主幹 末石豪士 久居北口市民館長 西川賢洋／榊原市民館長 田中秀和 久居北口文化会館長 水谷 明 芸濃総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 駒田雅司 雲林院福祉会館長 増地陽一 美里総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 西出和司 中野文化会館長 正岡隆文 一志総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 坂部菜月 川合文化会館長 西本和史 白山総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 大橋律子 白山市民会館長 西谷育世 美杉総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 前田憲一
5 内容	１ あいさつ ２ 令和５年度隣保館活動報告（中間報告）について ３ その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	０人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 ０５９－２２９－３１６６ E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

事務局(岸岡)	おはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。議事に入るまでの、進行を務めさせていただきます津市市民部の人権課の岸岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 まずはじめに、本日会議に使う資料の確認をさせていただきます。 事前に送付させていただいております、「令和5年(2023年)度 第2回津市隣保館運営審議会」の冊子、72ページのものが一冊お手元にありますでしょうか。よろしいでしょうか。 それと申し訳ございません。審議会委員の方で異動がございましたのでご報告をさせていただきたいと思います。雲出市民館運営委員会委員長殿木自治会長の異動がございまして、尾崎正幸委員から尾崎美哉委員に就任させていただいておりますのでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは開会にあたりまして、南条市民部長からご挨拶を申し上げます。
南条部長	おはようございます。市民部長の南条です。 本日は、お忙しい中、隣保館運営審議会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃は、市政全般に対して、御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。 さて、本年度は、津市人権施策基本方針について、生活環境や社会情勢の変化に伴い、人権問題は、多様化複雑化し、ハラスメントや性の多様性、貧困問題、能登半島地震でも言われております災害時の人権など、新たな人権課題へ取り組む必要が求められていることから、人権課題を追加し改訂を行いました。 一方、同和問題をはじめとした差別や偏見は今なお存在し、人権施策を進めていく必要があります。 このような中、隣保館は、地域の方々が身近に相談できる、利用しやすい場所として事業に取り組んでおります。 本日は、今年度の事業について報告をし、皆様からいただくご意見を今後の取組みにつなげてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

事務局(岸岡)	続きまして、議事に入ります前に、本日、21名の委員のうち18名の方が出席していただいておりますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。 また事務局におきましては、塚田人権課長、雲出市民館長が所用により欠席しております。よろしくお願いします。 それでは議長の選任でございますが、条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思っております。 村林会長、よろしくお願いいたします。
村林会長	おはようございます。議長を仰せつかりました村林でございます。どうかよろしくお願いします。 皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、会議の進め方ではございますが、それぞれの議題について、事務局から説明いただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。 事務局から、あらかじめお話いただくことは何かございますか。
事務局(岸岡)	議長、すみません。 第1回目の審議会のご意見を受けまして、今回の審議会の出席者につきましては、各隣保館長及び各総合支所担当者が出席をいただいております。よろしくお願いいたします。 なお、当審議会の会議録作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。
村林会長	委員の皆様いかがでしょうか。 (異議なしの声) それでは、そのように進めさせていただきます。 事務局、他にありますか。
事務局(岸岡)	当審議会の公開についてでございますが、津市情報公開条例第23条において個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や会議を公開することにより、公正かつ円滑な議

村林会長	事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。 このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」が含まれる審議等以外につきましては、原則公開する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願いいたします。 事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則として公開となりますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。 では、議事に入ります。 議事に入ります前に、今回のこの審議会のメンバー、今回の形になってどのように進めていかれるかっていうのがもしあれば先にお聞かせ願いたいんですけれども。一時館長は参加しない形になった話をして、今回は参加をするっていう形は元に戻るっていうことではないと思うんですけれども、この審議会の進め方、その他に関して何かお考えがあるんだと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。
平井次長	失礼します。市民部次長平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 私どもから後ほどの議題も含めて、まずご説明させていくのでどうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。着座にて失礼いたします。 今回ですね、前回の会議とは違いますのは、会長のお話にもありましたように、隣保館長が出席しております。これは前々回に少し、隣保館の館長ですね、一旦基本的には支所の担当者がきちんと隣保館の館長に伝え、隣保館の総括する支所の職員がそれを担うということになっていたんですが、委員の皆様方からのご意見賜りましたので、やはり現場の声はしっかりと現場の館長から聞きたいということも教えていただきましたので、改めて元に戻すということではないんですけれども、そういった形で隣保館長の出席をさせますことによりまして、この会議の中で出ました事柄等、より詳しくあるいは丁寧にですね、ご説明ができるように、ということを考えております。隣保館の館長を出席させて、今後次年度令和6年度におきましても、このような形で進めてまいります。また何かですね、そういった形の中で変化あるいはご意見を賜りましたら、その

村林会長	時にまたご対応させていただくということで、今後こういった形で審議会の方は進めたいと考えているところでございます。 ありがとうございます。 そういった形のもとで、今回は館長、それから支所の職員の方も参加していただいているっていうことです。 では、議事に入ります。 冊子1ページ目の事項書に沿って進めてまいりたいと思います。事項書の2番、事項（1）の令和5年度隣保館活動報告（中間報告）について、事務局の説明を求めます。
平井次長	それではよろしくお願いいたします。 まず、お手元の資料の方でございますが、恐れ入ります、7ページの方をご覧くださいませでしょうか。 7ページの方ですね、「隣保館の活性化に向けた運営方針」ということで、昨年度の2月にご決定賜りまして、それに基づきですね今年度に入りまして活動していくというところでございまして、これにつきましては前回の会議でも少しご説明をさせていただいたところでございます。今年ですね令和5年度につきましては、この方針に基づいて各館の報告がございしますので、よろしくお願いいたします。その中で少しだけ、7ページのところですね、改めてのものになります。少しご説明をさせていただきたいというふうに思っております。 まずですね、運営方針の一番上でございます（ア）でございすが、「相談体制の充実」でござい。隣保館の相談機能につきましては、地域における課題の発見とその解決のための重要な役割を担っているというところでございしますので、各種研修会への参加や館長会議での意見の交換などを通じた職員の資質の向上、関係機関との連携や、家庭訪問など、館外での相談対応や相談記録の作成及び情報共有などをもちまして、地域住民が相談をしやすい環境づくりと課題の解決につながる相談体制の構築に努めてまいります。これが一点目でござい。 二点目につきましては（イ）でございすが、「市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権啓発の更なる推進」でござい。平成29年度に実施をいたしました市民意識調査結果によりまして、部落差別などの差別意識が未だ根強く残っていることが明らかになりましたことや、部落差別解消推進法をはじめとします人権三法などの趣旨を踏まえまして、現在行っております人権啓発事業に加え

まして、教養文化講座やその他館事業等の機会を利用いたしまして、より積極的な人権啓発活動に取り組んでまいります。

三点目の（ウ）でございますが、「地域福祉の担い手としての機能の発揮」でございます。地域における高齢化や人口減少が進む中で、独居高齢者が増加しております。また様々な課題を抱えた方々への複合的な支援も必要となってまいります。隣保館では地域福祉の担い手といたしましての機能も有しておりますことから、相談事業等を通じまして地域の課題や住民の方のニーズを的確に把握をいたしまして、民生委員の方、社会福祉協議会の皆様方等の関係機関や市の関係部局と連携を密にいたしまして、課題の解決に取り組んでまいります。

四点目（エ）の、「隣保館からの情報発信の充実」でございます。隣保館の果たすべき役割を踏まえまして、各館で定期的に発行しております館だよりにおきまして、人権啓発的要素を反映いたしました内容を掲載いたしますとともに、地域福祉の増進と隣保館の利用促進が図れますよう、地域住民に必要な情報を効果的に発信できる紙面づくりに取り組むなど、多様な方法で情報発信の充実に努めてまいります。

この四点が、隣保館の運営方針でございます。これを踏まえまして報告をさせていただきます。

次のページでございます。8ページから9ページでございますが、令和5年度の隣保館活動事業につきましては、令和5年12月31日現在の内容となっております。

各館におきます活動につきましては、この8～9ページに集約させていただいておりますが、隣保館の基本事業といたしましては、生活や健康など様々な相談事業を、また啓発・広報事業といたしまして隣保館だよりの発行や人権啓発講演会などの事業を、教養・文化講座としまして各種教室等の開催や、自主的組織活動事業として自治会やサークル活動への支援、そして特別事業といたしましてデイサービス事業、あるいは地域交流促進事業などを、各館それぞれ内容は異なるのでございますが、現在実施しているところでございます。4月以降の9か月間の利用者数は、全体で延べ37,027名でございます。月平均約4,114名でございます。本年度も各館で文化教養講座を開催いたしまして、また各種学習会を通じて、地域コミュニティへの寄与、人権啓発に努めているものでございますが、前年度の同時期が34,303名の利用者でありましたことから、比較をいたしますと、全体では2,724名の増加となっております。これは、引き続きましたコロナ禍が少し明けてまいりまして、参加者が増えてきたところ、あるいはまた講座の数が増

えたというところが大きな要因になっているのではないかというふうに思っております。この活動実績に係ります各隣保館ごとの詳細な利用人数や、参加者数につきましては、10ページから21ページにかけまして記載をさせていただきます。

少し飛びますが、22ページをご覧くださいませようをお願いいたします。22ページから56ページまでにかけましては、各隣保館ごとに取り組みにつきまして、交流・連携事業、啓発事業、各館の特色ある事業の3分野に区分をいたしまして掲載しているものでございます。

交流・連携事業につきましては、主に地域の学校や自治会、老人会等の関係団体とのイベントなどを通して、交流や親睦を深めている事業をまとめたものでございます。

次に、啓発事業でございますが、地域住民や広く市民を対象としました人権フェスティバル等の人権教育・啓発・広報等の事業をまとめたものでございます。

最後に各館の特色ある事業につきましては、地域福祉の推進に関する事業や、地域の実情に応じましたデイサービスや地域住民の健康増進に関わります独自の事業等をまとめたものでございます。

これらの事業につきましては、本年度の事業計画に基づき、それぞれの館が実施してきているところでございますが、地域における拠点施設としての役割を担いつつ、人権諸課題の解決に向け、日々、館としては取り組んでいるところでございます。

今回は現時点での成果・課題を取りまとめた中間報告となりますので、改めまして、次回の審議会におきましては年間のトータルを改めて報告をさせていただきます。

簡単ではございますが、令和5年度隣保館事業活動報告（中間報告）につきましては以上でございます。

つづきまして、各隣保館長より活動報告をさせていただきます。

7ページにございます、先ほどちょっとご説明しました運営方針でございますが、この取組みと研修会の参加状況につきまして、おそれいます、またちょっと飛びますが、57ページでございます。

57～72ページにつきまして各館の資料が記載をさせていただきます。この資料をもとに各館の取り組みについてご報告をさせていただきます。それでは今からそれぞれ各館の館長よりご説明を差し上げますのでどうぞよろしくお願いをいたします。まず、櫛形市民館長からお願いをいたします。

小柴館長	おはようございます。橿形市民館の館長の小柴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 私は令和5年4月から、館長として橿形市民館の方へ来させていただきました。 資料の57ページなんですけれど、橿形市民館のことが書いてあるんですけど、一応市民館だよりは毎月うちは2地区60部発行しております。それには人権のこととか市民館の講座のこととか、それからちょっとごみのことも書いてくださっているということで、そういうことを載せさせていただいてあります。 二番目の「各館の事業における隣保館の活性化に向けた運営方針に基づく取組み」についてはちょっと抜けてるんですけど、うちは相談事業としましては毎月何日ですよっていう日は決めてないんです。いつも来ていただいて相談できるように、あえて日を決めてありません。高齢化が進んでいる地区なので、「市役所から手紙きたけどこれいったい何かが書いてあるんやろ。私分からんけど見てくれへん。」とか、「パソコンにおかしなメールが入ってきたけど館長さんちょっと見てみて、ちょっと怖いわ。」とか、一人暮らしの方が「息子が今日ちょっと亡くなってしもて私ひとりぼっちになってんけど、いろんな話聞いてもらえへんやろうか。」とか、相談事業ではないんですけど、そういう日頃のことをいろいろ話しにみえているので、そういうことを私らはお話し相手になって聞くようにしております。また民生委員さんと一緒に、一人暮らしのご家庭を訪問させていただいて、困ったこと等がないとかいろいろ相談にはのっております。日常なんでも話に来れるような雰囲気づくり、気軽に市民館に来れるような場所づくりを目指している市民館でございます。事業といたしましては今年度アコーディオンコンサートと寄せ植え教室を増やしました。アコーディオンコンサートって言うのは、アコーディオン奏者の方に来ていただいて、いろいろ童謡とか昔の歌とかを聞かせていただいたんですけど、普段音楽に触れることのないお年寄りや高齢者の方々が、「私こんな音楽聞いたん初めてやわ。よかった、すごく良かったわ。館長さん、また来年もこの先生に頼んで。」とかいろいろ言われるので、来年度もまた先生にはお願いをしてあるんですけど、癒しになったとか、「皆いろんなこと、こんなところで話ができてすごく嬉しいわ。」とかご意見をいただきました。寄せ植えにしても「普段のお花の育て方とか、水のやり方をようはつきり分からんままやっとなつたけど、講師の先生に聞いてよう分かったわ。」とか言われて、寄せ植え教室もたくさんの方に参加していただきました。今までコロナ禍で文化祭の方も全然やれてなかったんですけど、今年度から自治会の方々
------	---

	にお餅つきをしていただいたり、講座生の方々に作品展示をしていただいたり、子ども茶道教室の子らに茶道の振る舞いをしていただいたりして、一日賑わってすごく楽しい時間を過ごしたと思います。来年度も引き続き、地域の方々の親しみやすい市民館になるように、事業を進めていきたいと思っています。 研修についてですが、今回スキルアップ研修1回だけを私参加させていただいたんですけれど、後はちょっといろいろ日程が合わず都合がつかず、参加できないことが多く、来年度は県のスキルアップ研修等も参加していきたいと考えております。 どうぞこれからもよろしくお願いいたします。以上です。
市川館長	おはようございます。中央市民館長の市川と申します。よろしくお願いいたします。 58ページをご覧くださいと思います。 私の方からは①②③とある中で、②の「総合相談事業」についてご説明をさせていただきます。これは毎年12月の人権週間に併せまして、総合相談所の開設と銘打って、相談していく場を設けております。これは相談内容は通常の相談の部分に変わりませんけれども、人権相談には人権擁護委員さん、健康相談には保健師さん、教育相談には学校の先生のOBを配置して行っているもので、今年度は12月の7日に実施いたしました。3名の方の相談がございました。この総合相談事業は来年度以降も引き続き実施していく予定でありますけれども、すこし相談件数が少ないという感じの現状もあります。もちろん市民館だよりの掲載や、町内掲示板へのポスター等を掲示・告知を行っておりますけれども、広報のあり方全体をもう少し工夫するようになっていく指摘もいただいておりますので、対応策を考えているところです。いずれにいたしましても、この総合相談所を相談できる場として提供して、合わせてこれをきっかけにして今後市民館に相談を持ち掛けていただけるよう、取り組んでいきたいと考えております。 ③の「研修参加状況について」につきましては、ここに書かせていただいている通りでございます。 以上でございます。
後藤館長	長谷山市民館の後藤といいます。よろしくお願いいたします。資料につきましては59ページをご覧くださいと思います。 運営方針に基づく取組みについてご説明いたします。毎年12月の人権週間に併せての相談事業は実施をしておりますけれども、市民館だよりにいつでも相談していただけるよう、人権に関わるこ

事務局(田端)	と、普段の生活で気になることや健康のこと、その他市役所手続き等で分からないことと、身近な相談窓口として市民館をご活用くださいと掲載をしております。相談件数は少ないものの、必要に応じて相談できる場を提供していきたいと考えております。 研修の参加につきましては日程の都合がつかず、参加をすることができませんでしたが、来年度以降は県のスキルアップの研修会等に参加をしていきたいと考えております。 以上でございます。 すみません。本日は雲出市民館長が欠席のため、人権課より報告をさせていただきます。資料については60ページと61ページをご覧ください。 ②の運営方針に基づく取組みについて説明をさせていただきます。雲出市民館ではさまざまな事業を行っておりますが、その中の一番下に記載の事業名「地域学習・活動」について説明をさせていただきます。 説明に入る前に一点修正なんですけれども、記載内容が健康教室のやつがそのまま間違っって記載していますので、その修正も含めて説明をさせていただきます。 「地域学習・活動」についてなんですけれども、祝日と長期休業日を除く毎週金曜日の19時から20時30分まで、地域の中学生と小学4年生から6年生の児童・生徒を対象に地域学習・活動を行っています。部落差別によって奪われてきた教育の機会を取り戻し、自ら学ぶ力をつける、差別を許さない力をつける場としてスタートした学習会が、その根拠としてきた法律の失効により存続が危ぶまれることになり、当時の小学生や中学生、地域、学校等が行動し、差別を許さない自分づくり、仲間づくりを行うこと、差別を無くしていくために行動することを目的に発展した形で存続しおこなわれています。人権教育指導員を中心に、地域の青年等がスタッフとして教科学習や人権学習を行なっています。子どもを育てるということは、保護者や地域、関係諸機関とも関わることであり、啓発の大きな要因を担っていると捉え、市民館職員も子どもや保護者と関わり、関係諸機関とも相談しながら地域学習・活動に関わっています。子どもやスタッフがいずれ地域住民となって、地域の活動を行っていくであろうことも考え、どのように育てていくかは地域として大切な営みです。小中学生合同人権学習、迫間教育集会所との交流学习、Bonds of Friendship 交流会など、定例の学習以外の学習も有意義でした。また、色々な都合で地域学習・活動に参加を
---------	---

西川館長	してない子どもたちも、地域の子どもたちとしてさまざまな機会を利用して関わっていきたいと考えています。 次に③の「研修参加状況について」です。参加状況は記載の通りです。「2023年度第Ⅰ期人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」に参加させていただき、近畿大学の奥田先生から、「相談にきていただく人の困りごとや悩みの中に社会の矛盾や課題がある。その事案の解決や改善に取り組むことはもちろんのこと、貴重な市民の方の訴えを矛盾の解消や課題解決につなげていくべき。」というお話を聞かせていただきました。実際、市民館に来ていただく方のお話の中に、差別の現実や学校教育、社会の課題があります。その課題を学校や人権教育課、人権課、関係諸機関等と共有させていただき、学校や社会を変えていく一端となるよう地域の方や関係諸機関としっかりつながる努力をしていきたいと思います。 以上でございます。 失礼します。久居北口市民館の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。資料につきましては62ページ・63ページをご覧くださいと思います。 まず、①の「隣保館からの情報発信」につきましてでございますが、この取組みにつきましては当市民館について、人権に関する情報を広く知ってもらうために周辺の4地域及び関係機関に配布し1,000部を発行しております。また、当市民館を利用されてる方や地域の高齢化が進んでいるという現状もありますので、館だよりを通して地域住民の健康の維持増進につながるような内容を掲載させていただいております。内容につきましては記載させていただいている通りでございます。 ②の「運営方針に基づく取組み」についてでございますが、特に部落解放と平和のための会議と人権講座について説明をさせていただきます。 まず、部落解放と平和のための会議についてでございますが、この取組みは2015年から部落解放と平和をテーマに掲げ、地域住民や行政職員、教職員、関係機関の職員が集い、部落差別の基礎的な理解や地域の部落の現状、また開催地域に人権文化の裾野を広げていくことを目的に、地域住民自らが主体となって取り組んでいるところでございます。コロナ禍までは毎月実施しておりましたけれども、地域の高齢化、そしてコロナ禍の影響もあり、今年度につきましては特に教職員からの必要に応じて、少人数での座談会や地区内フィールドを実施してまいりました。特に地域の人・もの・くらしと触れ合う機会となるように工夫してまいりました。人とし
------	--

ては、地区の解放運動家であり自治会長さんでもある方とのふれあい、またものとしては、地区内にある公共施設である本市民館や児童センターとのふれあい。くらしとしては、地区内フィールドワークを実施することができました。参加をした教職員からは、中学校区にある被差別部落の現実、そこに生きている地域の方の生き様に学ぶことで、改めて部落問題と自分について考える機会となったとか、自分が部落差別を無くす主体者となり得ていたのか、そのことを問い直す機会となったというようなお声をいただいております。

次に人権講座についてでございますが、この取組みは部落差別の解決に向けた主体者の育成という目的を掲げて実施しております。コロナ禍での2年間を除いて今年度で19年を迎え、本市民館の重要な取組みとして位置付けております。講座内容につきましては記載させていただきました通り、「平和教育と部落差別」「部落差別」「宗教と部落差別」「同和教育」の4講座でございます。受講者には、単に部落問題についての知識を身につけるだけではなく、部落問題の解決に向けた取組に学ぶ中で、部落問題を解決しようとする意欲や実践力の向上につなげていただきたいという強い思いがございます。特色としましては、各講座の最後に地区の解放運動家であり自治会長である方から、講座内容を含めて部落解放への思いや願いを語っていただいております。また、年間4回の講座終了後に、受講生には部落差別と私をテーマにしたレポートを作成していただいております。この部落解放と平和のための会議と人権講座につきましては、地域住民の部落差別についての知識や理解を深めること。地域の部落の現実を知ること。部落差別の解決に向けた実践の向上につなげられること。また参加者自身や部落差別を無くす主体者となり得ていたのか、具体的な姿はあったのか等、自らを問い直す機会となっておりますので、非常に重要な取組みだと考えております。次年度につきましても、地域との連携を大事にしながら実施をしてまいりたいと思っております。

③の「研修参加状況について」でございますが、参加状況は記載の通りでございます。特に研修に参加することで、新たな情報の獲得になりますし、日々の啓発にも生かすことができます。また、実践レポートの学習会の参加では、特に学校との連携を深めていくことにつながり、今後も参加をしていきたいと考えております。

以上でございます。

田中館長	おはようございます。この4月1日から榊原市民館の方で館長をさせていただいています田中と申します。よろしくお願いいたします。 資料については64ページの方をご覧ください。 まず、「②各館の事業における隣保館の活性化に向けた運営方針に基づく取組み」の方でございますけれども、榊原市民館の方は特に今まではあんまりだったんですが、その取り組みではございませんけれども、一応32ページの資料とも重なりますけれども、本館の事業の特色でございますが「憩いの集い」。毎年度3回やっておりまして、榊原地域の方々の健康増進の観点から、表に記載したように、1回目は熱中症の対策とかフレイル予防の講座。それから第2回目は音楽療法による歌唱・ゲームを実施しまして、明日3回目の転倒防止運動と脳トレーニング関係をする予定でございます。来年度につきましては、人権啓発に関わる講座についても追加して充実していきたいなと今考えてるところでございます。 ちょっと戻りますが、①「隣保館からの情報発信（館だより）」でございますけれども、榊原地区が715戸ございまして、その中に自治会を通じて市民館のたよりを配布させていただいております。内容としては人権啓発の関係のことを書いたり、それから市民館の行事のご案内、それから活動の報告等をさせていただいております。それから、うちの特色として、津市の人権標語の入選作品を巻末に入れさせておりまして、このことを皆さんに子どもたちが考えてくれてるっていうのを知っていただいております。 最後に、③「研修参加状況について」でございますけれども、表にあげた通りでございます。この中で三重県の隣保館の連絡協議会の県外研修の方で、大阪の茨木とそれから大東市の方へ行かせていただいたんですけども、特にそこで感激したというか、被差別部落の方々が周りの人と仲良く交流してやっていくんやっていうものすごいやる気満々というか楽しそうに語ってもらって、それで隣保館の人がそれを応援していくっていう、ものすごく明るいというのかやる気のある動きでやってはったのがものすごく印象があって、僕らもそういう交流できるような館の運営をやっていかなあかんっていうことで研修として成功したなっていうところで、来年からの自分としても館の運営にあたっていきたいなと今考えているところです。 ありがとうございます。
水谷館長	久居北口文化会館水谷です。よろしくお願いいたします。

増地館長	資料につきましては65ページをご覧ください。 ②の運営方針に基づく取組みについて説明いたします。1点目の「人権啓発ビデオ学習会」ですが、9月に各講座・サークルの前後に13回上映をしまして、114名の参加をいただきました。今年度はハンセン病問題を通じて差別や偏見を無くし、皆が共に生きる仲間として支え合っていくことの大切さを感じていただきました。 2点目、「人権学習及び社会見学」。これにつきましては、12月にいつも三重県人権センターを各講座・サークル生が訪問し、部落の歴史等を正しく学んでおります。成果としましては、部落問題の歴史を正しく学ぶことができるということで県の人権センターへおじゃまをしております。今後も継続して多くの講座生に正しい知識と理解を深め、人権意識を高めていく活動として実施をしていきたいと思っております。 3番目の「デイサービス事業」ですが、地域福祉の一環として、高齢者の方を中心に交流の場を提供しております。主な内容としましては、給食サービス、健康器具の利用、野外活動、デイサービス交流会、それと各相談事業ということで実施をしております。 4点目は「元気づくり教室」ですが、年に2回、専門的な知識を持った保健師さん等に来ていただきましてお話を聞き、また健康相談とか運動を実施しております。今後も県の人権センター、津・久居地域包括支援センターとの連携を図り、事業の充実に努めていきたいと考えております。 ③の「研修参加状況について」ですが、県のスキルアップ講座に3回、職員交代で参加をしております。 以上でございます。 おはようございます。雲林院福祉会館の館長をしております増地と申します。 66ページ、67ページの方をご覧ください。 「隣保館の活性化に向けた運営方針に基づく取組み」ということで、特色あるものだけを挙げさせていただきました。 「①隣保館からの情報発信」については、毎月会館だよりを発信しております。いろんな人権関係のネットワークであったり、講演会であったり、市民人権講座であったり、そういう案内については館だよりの方で広報させていただいています。その中身についてはまとめると大体A4で裏表くらいになりますので、それをさらに館だよりでやるっていうのはちょっと予算的に無理があるので、連携しております雲林院社教推の広報紙のあすなろの方でそちらの方は執筆させていただいて、内容につきましてはそちらの方で報告をさせていただいています。いろんな人権課題についての中身を広く啓発
------	--

するような役割を果たしているのではないかなというふうに思っています。その他館だよりの中では、うちの地域の歴史を掘り起こしていて、いろんな歴史的な史実も掘り起こしてきましたので、それについても掲載して載せているというようなこともしています。また、会館に集う子どもたちの活動、館に集っていただく方の活動についても紹介して載せさせていただいています。子どもたちも段々少なくなってきておりますので、大切な地域の宝でございますので、そういう活動については大事に載せさせていただいているという感じです。

続きまして2番の「各館の事業における隣保館の活性化に向けた運営方針に基づく取組み」というこの部分についてですが、最初に地域ふれあい活動というのを挙げさせていただきました。この地域の事業であるわけですが、これについても館としても連携していろいろお手伝いをさせていただいております。うちの地域の他の地域も同じかもわかりませんが、高齢化が進んでおりましていろんな事業が本当に難しくなってきております。以前であれば盆踊りとか地区運動会とかそういうことで楽しんでいただけたりしたわけですが、もうそういうことすら大変だというような状況になってきていて、お年寄りから子どもたちまで一緒に楽しめるようなそういう事業をやっていったらどうかということで、こういう地域ふれあい活動というようなかたちで昨年度あたりからちょっと形を変えていろんなことを実施してきています。人権啓発につきましては人権講演会を2回実施しています。1回目は、子ども家庭庁の参与の辻由起子さんをお招きしまして、「大人が変われば、子どもが変わる」という演題で講演をいただきました。参与の立場から見て、国の状況などいろいろ語っていただいたので、大変勉強になる講演会でした。2回目の講演会はいくの間だったんですが、ヒューリアみえの原田さんに来ていただきまして、三重県民意識調査を丁寧に分析した結果を報告していただきました。やはり数字で示されると、この差別の現実っていうのが切実感をもって伝わってくるということもありまして、これもとてもいい勉強になったと思います。ただ夜間に実施しておりますので、参加人数の方がいずれも40名弱くらいの少人数しか集まらないのはちょっと残念だなというふうには思っています。集める努力はしっかりしなければいけないのだろうなというふうに思っています。それから人権ネットワークの方も7回程実施させていただいておりますが、その内の2回については市民人権講座と兼ねさせていただいています。この市民人権講座と兼ねることによりまして、この市民人権講座と兼ねた会については、芸濃町全体に全戸に案内を配布することができています。どう

正岡館長	しても館事業としてやっていますので、それ以外のところについては館だよりのエリア内だけに留めていますけれども、市民人権講座や講演会については全戸に案内を撒いて広く参加を募っているという感じでございます。市民人権講座は2回ありまして、そのうち1回はヒューリアみえの原田さんに去年の6年生の子たちが立ち上がっていった様子を話をしてもらいました。もう1回はいなべの地域おこし協力隊の浦狩さんの方からLGBTQのことにつきまして、当事者の声ではなくて、当事者の親の立場からそれをカミングアウトを受けたとき、どのように対応していったのか、というような話をしてもらって、やはり他人事で済ましているような人たちの考えって言うのをしっかりと問いただしていただくような、そういうネットワークになったのではないかなというふうに思っています。 研修会の参加状況につきましてはそこに載せさせていただきました。この資料に記載していませんが、三重県の隣保館の連絡協議会県外研修にも参加させていただいています。津人教・三人教関係の研修会へ参加させていただいて、とてもいい講師さんを選定していただいていますので本当に参考にはなります。勉強になるなと思っていつも帰っていきます。この中から実際に次の年の人権講演会の講師さんをお願いしたりとか、そういうこともやれていて、そういう講師さんを探すのにもこういう場所に足を運んで勉強させていただくっていうのがとてもいい機会になっています。今後できるだけ足を運んで勉強させていただきたいというふうには思っています。 以上です。 おはようございます。津市中野文化会館正岡と申します。よろしくをお願いします。 資料は68ページでございます。 ②の運営方針に基づく取組みについて説明をいたします。運営方針4項目のうち、「隣保館からの情報発信」については①にすでに記載済みでございますので省略をさせていただきます。それ以外に人権啓発に関しましては、毎年10月の初めに津市の人権コーディネーターをお迎えして、人権三法に限らず広く人権に関する研修をしていただいております。その他に記載はございませんけれども、運営方針に準ずるような取組みといたしまして、例えばであります。が、民生児童委員さんと文化会館の職員と一緒に地域の一人暮らしの高齢者、70歳以上ですけれども、今現在20名が対象なんですけれどもそのご自宅と一緒に訪問させていただいて、普段の生活の様子であるとか健康状態・困っていること等を聞き取りながら、職員が手作りをしました昼食用のお弁当、これを年2回配っております。
------	---

西本館長	この事業は運営方針の中にあります「相談体制の充実」であるとか、地域福祉機能の発揮に繋がっていくものだと思っております。また、健康教室を今年度は2回実施をいたしました。運営方針に基づく取り組みではございませんけども、それ以外に紹介させていただきますと、高校生の人権サークルが企画・運用いたしまして、このサークルを卒業しました青年もサポート役として参加してくれている秋祭りを今年度は開催いたしました。地域内外の未就学児を含む子どもと地域の大人・保護者、総勢69名ですけども一緒になって人権ゲームであるとか、ふれあい・交流をいたしました。コロナ禍で3年間中断されておりましたが、今年度は飲食伴わない等、規模を縮小して行いました。今後も継続していきたいと考えてはおります。 次に③、外部で行われます研修への参加状況については、日常の業務であるとか、そういう都合で参加できませんでした。ただし、津人教の研究大会であるとか人権フェスティバル、また人権教育講演会、津人教の支部の事務局会、これには参加・出席をしておりますので、その中に研修的要素も含まれておりますので、それらを通じまして多少のスキルアップには努めたところでございますが、十分でないことは自覚しております。 以上でございます。 失礼いたします。川合文化会館の西本和史でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 資料は69ページになります。 ②の隣保館の活性化に向けた運営方針に基づく取り組みの中から抜粋してきましたものをご説明したいと思います。2番目に書いてございます「出前ミニデイサービス事業」というのがございます。川合文化会館では、月に2回ミニデイサービスということで地域の高齢者にお集まりいただいているわけなんですけど、そこにも書いてございますように高齢者にとって移動手段が徒歩に限られてしまい当館への参加が難しくなっているということが現状としてございます。地域のコミュニティバスなんかも曜日が変更になったということでご利用していただいていた方が無理になったりだとか、高齢になりましたので免許を返納するということで移動が難しくなった等々ございましたので、来ていただくのが難しければこちらからお伺いしようじゃないかということで職員が話をしましてアウトリーチの取り組みということで実施をいたしました。今回は一つの地域からお申し出があって、集まるかどうかわからんけどやってみようっていうふうに力強い自治会長さんからの言葉をいただきまして実
------	--

西谷館長	現することができました。出前あいあいサロンという名称でしていただきました。13名の方がお集まりいただきまして、健康相談や歌・ゲーム、その中には一志の保健センターとのコラボといいますか連携もしまして、保健師からフレイル予防についてということでお話をいただきました。会が終わった後も地域の皆さんがそこにあるベンチでお座りになって、長い時間話をされている、こういう交流の機会を持ててよかったなと思っているところでございます。それから2つ目の「挨拶運動」っていうところがございます。川合文化会館では文化祭を年に1回開催しております。講座ももちろん開いておりますが、川合文化会館のこともっと知っていただくということで、どんなふうにしていったらいいかということも相談をしまして、まずは子どもたちや地域の皆さんに川合文化会館のことを知ってもらうということで、毎月11日ですが子どもたちの通学する時間に路地まで出ていきまして声掛けをしているところでございます。最近では子どもたちの方から大きな声で「あっ館長さんや。」とか声をかけていただいて、通学を行っているところです。地域の皆さんからも挨拶をしていただけるようになりました。人権教育課の人権文化クリエイター、地域の学校の校長先生にもご参加いただいて続けているところでございます。 3番目の研修につきましては記載の通りでございます。 以上です。 白山市民会館西谷と申します。よろしくお願いいたします。 71ページをご覧ください。 ②の運営方針に基づく取組みについてご説明いたします。開催順に説明させていただきます。まず「夏休みキッズ学習支援プロジェクト」ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、3年間開催できずに4年ぶりの開催となりました。2016年に地域組織のスカッズ白山の方が町内の学校を訪問した時に、夏休み中の学習の見届けや食事面で心配な児童や生徒がいるという実態を聞き取りました。そこから立ち上げた事業です。主に貧困やその他様々な家庭事情にいる小学生中学生を対象に、夏休みの宿題など学習支援と、昼食の提供を行っています。また、児童生徒の送迎は原則保護者の方をお願いしているんですけども、そこで来ていただいたりお迎えに来てもらったときに会館職員と関係をつなぐことで、「しんどいことがあったら市民会館に相談に来ていいんやな。」とか「話を聞いてもらおうかな。」というような隣保館としての役割を知ってもらうということも狙っています。今年度8月末の終わりごろに二日間開催をしまして、小学生中学生20名の参加がありました。学習や遊び
------	--

	工作などの指導には高校生大学生、教育関係者、職員があたりました。その中で白山高校の生徒さんやうちの地区学習を経験した高校生の子たちがたくさん応援に来てくれたことがとても嬉しかったです。また、昼食は会館の食生活の講座の講座生の人たちが皆さんボランティアでさせていただきました。今後も学校や地域との関わりを深めながらアンテナを高くして、地域課題を掴んで解決に取り組んでいきたいと思っています。次に「人権フェスティバル」ですが、先々週の土曜日、2月10日に16回目を開催することができました。222名のご参加をいただきました。館内玄関ロビーや2階会議室に、白山市民会館の教養文化講座及び、町内4教育集会所の講座の作品や、各地区人権ネットワーク、白山高校人権サークル同好会の一年間の活動報告の展示を行いました。また2階大会議室において、白山市民会館の学習会や白山中学校友の会をはじめ、町内4教育集会所における小学生人権学習会や高校生友の会による人権学習の成果の発表会を行いました。展示や発表を通して、町内で取り組まれている人権学習や人権活動が横に広がっていること。また、小中高・青年・大人の人たち、年齢や立場が違う人たちが縦に学びを続けていること、そういうことを再確認することができました。司会進行等当日の運営は津市反差別青少年友の会や高校生友の会、中学生友の会の皆さんが来てくれて、本当に皆で作りに上げることができて大変うれしく思いました。 次に③の「研修参加状況について」ですが、記載の通りです。特に10月19・20日に姫路で行われました、全国隣保館館長研修会で相談事業のひとつとして子どもの居場所づくりの分科会で報告をさせていただきました。たくさんのご意見や感想もいただきながら研修を受けることができました。研修は出れば出るだけ持って帰ってくるものも多いと思っています。今後も可能な限り、研修に出たいと思っています。 以上です。 失礼します。美杉人権センター前田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 資料は最終の72ページをご覧ください。 ②の運営方針に基づく取組みでございます。関係機関との連携、あるいは相談者数の増加ももちろん同様に重要な取組みではございますが、ここでは「美杉人権センター講座開講時の人権学習会」についてお話をさせていただきます。当学習会は、ここ数年、障がい者差別、部落差別、性的マイノリティなどの問題を取り上げてまいりました。人権意識の高揚を図る啓発イベントとか学習会等の開催
前田館長	

	においては、これまでこういった催しに参加したことのない人を迎え入れることが常に課題になるのかなというふうに思います。市民の皆さんの中には、人権という言葉は難しく堅苦しいものに感じている人もたくさんいると思いますし、それについての学習が大切であることを分かっているけれども決して楽しいものではないだろうとか。あと自分は差別なんかないから敢えて人権の勉強をする必要はないよとかを考えている人に啓発を続けることは簡単なことではないと思います。しかしそういった方にご参加いただいてこそ、差別解消とか人権尊重の文化に溢れた地域づくりができると思います。時には組織とか人間関係を使って、強く参加を求めることも必要であると考えます。この機会を絶好のチャンスととらえて、学習の場を提供しております。 続きまして、③の研修の参加状況でございます。スキルアップ講座につきましては、例年殆ど全ての講座に参加してきましたんですが、今年度は他の業務と重なることが多かったことから、ほんの一部にしか参加することができませんでした。しかしながらそれなりに成果はあると感じております。5つ参加した講座の中に、引きこもりに関する講座がございました。当事者の親御さんですね、実体験に基づく講演だったんですが、すごく感情移入しやすくってあっという間に講座の時間の120分が経ったのを覚えております。聞き入って胸が苦しくなる話とか考えさせられる話で、大変深く心に残っていたことから、今年度の美杉地域における市民人権講座の講師をお願いしたところ、講座に参加された地域住民の皆様から大変好評をいただきました。アウトプットの重要性が叫ばれている中、このような還元の仕方も非常に効果的であると感じた次第です。また以前の話にはなりますが、職場の問題について相談を受けた際、それに関して専門的な知識は持ち合わせておりませんでした。講座の中で講師が仰っていた労働相談の専門機関ですね、これを思い出してそこにつなげることができました。このように一から十まで覚えていることに越したことはないんですけども、頭の片隅に残っているだけでも講座を受講した意味はあったのかなと考えております。 以上でございます。
平井次長	恐れ入ります。以上、12館の報告をさせていただきました。 今年度につきましては、新型コロナウイルスの5類の移行などがございまして、事業の再開でありますとか参加者も少しずつですが増えてきたというところでございます。今後も地域の実情、或いは特色などを活かしながらさまざまな事業を通じまして、各隣保館が地域福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となる地域のコミュ

	ニティ施設として機能できますように、引き続き12館、人権課、支所併せて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。 説明については会長、以上でございます。
村林会長	どうもありがとうございました。事務局及び各館より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。
片岡委員	すみません、片岡でございます。2点ほど質問をさせていただきます。 この資料の中にもありましたように、隣保館を利用される方というのは年々少し増えてる感じのデータが出てます。その中で、隣保館の事業の一つとしてもものすごく大事なことです、人権の相談っていうのがありますね。人権相談。人権に関しての相談を受けて、いろいろ相談事にのるっていう。それで地域においてそれぞれ違うと思うんですが、津市全体でこの人権相談っていう人権に対しての相談っていうのが年々増えてるのか、そんなに増えてませんよっていうのか、年々少しずつ減ってますねっていうのか、何かそういうデータがもしありましたら教えてほしいなと思います。 もう一点。今各隣保館にいろいろお話をお聞きしました。各地域によってそれぞれの活動の仕方っていうのが地域差があります。それから人口的な問題とかですね、そういうのがありますので、それぞれの各地域の隣保館の事業の活用っていうのを活性化するための事業っていうのは、それぞれちょっと違ってますよね。だけど、非常に参考になるような事業をされてるのもたくさんあります。そういうことで、例えば隣保館だけのこういう事業の意見交換会っていうのはされてるのかどうか。この資料を読みますところ、でっかく隣保館の事業ってみえますので、ここではこんなことしてるんだなと、こういうことしてるんだなっていうことがよく分かるんですよ。違う隣保館さんから見ると、それどういうふうにしてるのとか、どういう成果が出たのとか、多分興味あられることがあろうかと思うんですね。そういう意見交換会をする場っていうのは例えば年に1回でもされてるとか、全くそういう隣保館同士の意見交換っていうのはしてませんよっていうのか、ちょっとそのへんの状況を教えてほしいなと思います。 以上です。
平井次長	ご質問ありがとうございます。 2点ほどご質問賜りましたので、お答えをさせていただきます。

	まず1点目はですね、人権相談の件数でございます。恐れ入ります。今日ですね、その件数のデータを持っておりませんので、恐れ入りますがまた次回、件数の方は各隣保館、或いは人権課でもございますが、相談のあった数字につきましては改めてお示しをしたいと思っておりますが、人権相談そのものとしては、少しずつ減ってきているようには思います。ただ、内容はですね細かいところまでいきますといろんなことがございますけれども、全体を通じて相談件数というのは特に人権の関係というのは減っていると。反面、例えば健康の事とか、或いはそういう町内の事については、少しずつ増えているのかなというふうには思っているところでございますが、それぞれ館によってもお住まいの方、或いは地域環境によっても随分と変わってはまいりますけれども、全体の相談数としましては少しずつ減っているというふうには考えているところでございます。 もう1点、各館の事業につきまして、それぞれ館の横のつながりとか連携が取れているのかとか。或いはそういったときに、各館がいろんな館の情報を収集することができるのかというところでございますが、年に2回館長会議を開催をしてございます。その中にそれぞれ各館の出来事でありましてかいろんなことを情報交換していただきましたりとか、或いはこちらのほうから議題を出ささせていただきましたり、ご議論賜るというところもあるんですが、そういった場をですね、特に各館の情報交換をしていただいて、その中で説明したり、質問するとか。或いはお帰りになった後も、各館同士のつながりといったものもできると思いますので、そういったところでお話を聞いていただいて、各館それぞれですね、今後に繋げていくようなことは出来ているんじゃないかなというふうには思っております。 以上でございます。
村林会長	よろしいでしょうか。 他にございますでしょうか。 ないようですので、事項（1）については、終わらせていただきます。 続きまして事項書の3番、その他（1）の事業評価について、事務局の説明を求めます。
平井次長	恐れ入ります。 それでは、その他の事業評価についてご説明をいたします。

	恐れ入ります。お手元の資料の方はまだ計画段階でございますので、今日のご説明をさせていただくということでご理解いただきたいというふうに思っています。 今日さまざまなご意見を頂戴しまして、この運営方針に基づいた事業報告というのを各館にさせていただいたところでございます。その中でですね、文章的には読んでいただいて分かるところですが、それをもう少し見やすいかたちでということで、それぞれ数値的な評価を、各館が自己的にした、ということをやってみたいなというふうに事務局としては考えているところでございます。まだ計画の段階でございますので、これから各館と調整しながら、館として適切な評価ができるのかとか、或いはそういったことがですね可能かどうかということをお示しできたかなというふうに考えているところでございますので、また次回の会議ではこういったかたちで進めたいということもご審議いただいて、これならということで審議会の方でもご了承賜りましたら、そういったところで進めてまいりたいなというふうに思っておりますので、本日はすみません、資料も何もございませんでしたので、そういったことを今後ですね進めていきたいというご報告をさせていただきたいというふうに思っております。 会長、以上でございます。
村林会長	評価等の方向っていうのか考え方はその時に出てくるんですか。
平井次長	恐れ入ります。 基本的にはそう思っていますが、今のところこちらとしては5段階程度の評価で、それぞれその運営方針に基づいた事業が館としてできたのか、或いはよくできた、ちょっとこういうことあるんですけどももう少しこういったことが必要だったとか、そういう評価をしてですね、やらなかったっていう事業も当然あると思いますので、0から5の評価をですね、積み上げて数値にしたいなというふうに思っています。評価の基準というのは基本的には運営方針に基づいてできたかどうかというのが一つの柱になると思っておりますので、それを各館ともう少し詰めながら進めてまいりたいなというふうに思っていますので、またこういったかたちで、こういう視点で評価をするということは、その時に改めてご説明したいというふうに思っております。
村林会長	ありがとうございます。

平井次長	ちょっと方向的に違う質問になるかもしれませんが、講座等などに参加者人数が入っていると思うんですけども、その講座を考えるにあたって、館が今設定しているというか考えてる対象者、或いはこのぐらいの規模でっていうことっていうのは計画段階ではあるんじゃないでしょうか。 恐れ入ります。 各館によってですね、どのあたりまでとか、ある程度これぐらいっていうところは、会場の規模とか、或いは地域住民の方の集まり具合とかでちょっと違うと思うんですが、教室の規模は大体先生お一人あたり10人程度とか15人程度というふうなかたちに、それぞれ各館でかたちと数字というのは違うと思いますけども、大体例年これぐらい、もう少し増やしたいなとか少ないとかいうふうな思いは持っているとは思いますが、当初大体これぐらいとか、会場とかいろんなことに合わせてこれぐらいというふうな目標は持っていると思います。
村林会長	質問の仕方の順番がおかしいかもしれませんが、参加者人数だけで評価しているとなると、最少人数が分からない中での参加者ですから、50戸ある地域で極端に言えば50人出席されてることと、大きなところで50人出席されてるというのでは内容的に考えた時に、その地域に合った内容であったり必要とされてっていうことの評価を考えるときに、単に参加者人数で本当にいいのかなと。それと、今後ますます地域に根差したっていう館のある地域の考え方として少し広がっていくと、参加していただく対象の方たちももう少し広い住民の方々になってくると思うので、その中でっていう考え方をするとき、単に参加者人数だけを見てくっていうのはどうなのかなって思ったもので、今質問させていただきました。
平井次長	ありがとうございます。 確かに会長の仰る通りだと思います。 単純に参加者の人数だけで評価をするということではございません、その各教室に対してどんな思いをもってやるか。或いは人権の講座とかもそうですけど、どういった目標をもってやるかということによっても評価の考え方としては変わってくると思います。それを各館がどんなふうに考え、どういうふうに思いを持ってやっていくかっていうことで評価の対象は変わってまいります。ですので、ある程度基本的な部分っていうのは定めますけれども、それぞれ館

	によって思いも考え方も違うと思いますので、評価については若干のバラつきは出るかなというふうには、もし仮に必要とあればあるかなというふうには思いますけれども、会長の仰るようにですね、そういった部分だけではなしに各館が目標を持ってどこまでそれが出来たのかというところが大事かと思いますので、単に開催回数でありますとか人数でありますとかという評価の視点とはまた変わってくるというふうに思います。
村林会長	もう一点、講演会とその事業内容に関して、地域の特色であったり特徴であったりする中で地域に限定したいという思いの内容のものと、広く皆で考えていただきたいという内容は当然自分はあると思うんですけども、広くしたいときに今多分広報の仕方がすごく難しいと思うんです。その各館がどこかに届ける以外の方法がないので、もう少し、このことに関しては広く知らせていただけないかっていうような広報の仕方を考えていただければありがたいと思うんですけども。
平井次長	ありがとうございます。 それにつきましては、当然館もさることながら総合支所、私どもも踏まえて、館の思い或いは地域の思いをしっかりと汲み取らせていただいて、そういったことをですね広くお知らせできますように努力をしてまいります。
村林会長	ありがとうございました。 評価に関しては、説明の内容に関しましてご質問等はよろしいでしょうか。
福田委員	すみません。 この事業評価というのを見て、評価するのかなって評価できるかなってふと思ったんですね。要は事業総括したり、或いはそれぞれの館で一年間の取り組みについて総括したりというようなことは普通行われるわけですが、事業評価の目的っていうのはもしあれば聞かしてもらっていいですか。
平井次長	評価の目的といいますか、以前からご意見を頂戴しておりますように、この審議会の皆様からどこまでどういうふうに隣保館の活動に対して議論をすればいいのか、というご意見を頂戴しておりますので、その評価の目的としましては、まずはどこまで各館がそれをしてやってできたのかというところ、目標をもってできたのかというところ

	ころを自己的に評価をするということでございますので、それが低かったからどうか高かったからどうかっていうなしに、その中で課題とか或いはそういったものを見つけていく。福田委員の仰るようにですね、そういう総括の一つのかたちとして捉えていくものでございますので、敢えてそれを何かの指針に使ったりとかっていうことではございません。
福田委員	ありがとうございます。分かったような分からなかったような感じなんですけれども。 評価っていうと、ここはよくやってるとかここはよくやってないっていうふうな、それぞれの館で総括しておるような中身を基準とすべきだろうと思うんですけども。その評価はしても変わらないんですけれども難しいんじゃないかなって。例えば1から5までとさっき仰ったんですけども、通知表みたいな感じがしてしまったんですよね。そのことは館長さんたちはどんなふうにお考えなのかよくわかりませんけれども、私白山の運営委員長をさせてもらっているんですけれども、その観点から見ていったときに非常にその評価の尺度となる評価基準って非常に難しいんですよ。それは何らかのかたちで総括するっていうことは私賛成なんですけども、評価というかたちでしていいんだろかという感じが。それぞれの地域によって事情も違いますし、隣保館が大型であるとか地域であるとか。白山でしたら地域の中にあるわけじゃなくて、総合支所の中の敷地の一つにありますので。対象は町民全部という感じになっておりますので、ちょっとさっき話題になっておった人数で評価できないですよ。私はよく隣保館の相談員として勤めていたんですけども、一番気になったのがいろんな事業に参加する地区住民の参加率はものすごく気になったんですね。案外地域の人出てこないんですよ。そのあたりも一つ評価に入れて貰ったら有り難いと思います。その地区の中にある隣保館であれば、当然地域の人が主になって参加されるんだろと思うんですが、広げていくのはとても大事なんですけども、0というような事業もあるんですよ参加者が。そういうこともありますので、そのところいろいろお考えいただいて評価していただくということについては反対ではございません。 ありがとうございます。
平井次長	ありがとうございます。 館長さん方のご意見、また改めて今からもう少し詰めた上で、今こういうことを申し上げましたけれども、最終的にはこういうかた

	ちにさせていただきますという方法も大いにあるかも分かりませんし、こういったかたちで進めさせていただきたいんですがいかがですかというご報告になるかもわかりませんが、またこれからしっかりと、福田委員をはじめ、ご意見賜ったことを考えながら進めていっていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いをいたします。
片岡委員	すみません。ちょっと評価の話が出ましたので、その件についてちょっとお話ししたいんですが。 私はむしろ評価よりは、各隣保館でやっていただいた事業の中で非常に良かったなっていうのと、やったけどなんか評判が悪かったなとかいう、ちょっと先ほど白山の方言われたように参加者が0だったとかやっぱりそういうのがありますよね。それをいかにしてこれからもっと活性化するにはどうしたらいいんだろうっていう相談する方がもっと大事かなという感じがします。そのために私先ほど言いましたように、各隣保館さん同士でそういう意見交換を、やっぱりいい知恵を持っている隣保館さんありますよね。ある面ではまた違ったいいものを持っている隣保館さんだったりいると思うんですよね。そういうものの意見交換をしながら、お互いが活性化していったって、先ほど言われましたように、せっかく会を開いたんだけど0だったわっていうことのないようなかたちを活性化するための策をしたほうが、評価よりはむしろそっちの方が先かなっていう感じがちょっとしますね。 以上です。
平井次長	ありがとうございます。 しっかりとご意見賜った上で館長と相談をいたしまして、いい方向に進めたいというふうに思っています。
村林会長	よろしかったでしょうか。
前川委員	失礼します。人権擁護委員の代表として参加させていただいております前川と申します。 2つあるんですが、1つは、今いろんな事業の中身や今年度の取り組みについて聞かしていただいております中で、それぞれの館がそれぞれの実態に合わせてどのように取り組んできたかというのを聞かしていただいたんですが、館としてその館独自の課題はなんなんやっていうあたりが自分には読めなかったんですわ。うちはスキルが足らんでもっと職員のレベルを上げるんやっていう課題もあれ

平井次長	ば、その地域の住民の参加が少ないで地域の住民の参加を増やすんやっていうその館独自の課題があると思うんですね。その課題をきちんと位置づけたかたちでの年度の取り組みを報告していただけるとこちらとしては、「ここは一生懸命やってくれてこんなふうなところ良くしてくれたんや。」っていうのがよく分かるんじゃないかなっていう希望を持っています。 それから2つ目は、これは白山の事情も兼ねてるんですけども、白山市民会館、6年か7年前に大規模改修をしていただいて、随分雨漏りもするときあったんですけども、それをなくしてもらうような改修をしていただきました。ところが、今年会議したら中々暖房が熱くなってこないという障害が出とるのが現実なんです、各館相当古くなってきていると思うんですね。改修なり建て替えてっていうのは難しいかもわかりませんが、12館の現状とかそんなをしっかりと把握していただいた上で対策を練ってもらってるかと思うんですが、ちゃんと12館が存続できるような方向で考えていただければ有り難いかな。 この2つお願いします。 ありがとうございます。 1つ目の前川委員のご意見でございますが、これについては午後から館長会議がございますので、その時にしっかりと話をさせてもらって、特に次年度の取り組みについての質問、そういったことをしっかりと出した上でかたちとして整えたいというふうに思います。 もうひとつが改修の件でございます。これは恐れ入ります、12館の中で美杉さんは支所の中にごございますので若干違うんですけども、各館確かに古くなってきております。今改修の計画があるところでご意見はいただいておりますけれども、それについては建て替えていうことになる大変厳しいということにはなっておりますが、それぞれ各館の修繕が必要な個所っていうのは私どもの方でも把握をしてございます。それについては今からしっかりと、ただ恐れ入りますが、大きなものは予算でございます。これは大変厳しい。今年令和5年、それから令和6年はですね、中々厳しい予算の中で少しずつではありますが進めてはおりますけれども、各館申し訳ございませんがご納得いただけないところもあるかと思いますが、できるだけ早急に、私どもそれから支所そして館と連携をしながら早期に必要な改修については進めてまいりますので、なんとか早めにできるよう努力はしてまいります。 以上でございます。
------	--

村林会長	よろしかったでしょうか。 今前川委員が言われた改修その他に関しては、一般的には例えば蛍光灯は既に LED に代わって、冷暖房に関してもエコを進めるかたちの中で、どんどん補助金も出の中でされてるのが普通の事業だと思うんですけど。公共ということもあってそういうかたちが中々できないのは分かるんですけども、そこを考えていただくことが各館ではできないので、どういうかたちでしていくかっていうことはある程度、館が不安に思わなくていいものをすぐさまできるとは思いませんけれどもしていただきたいと思います。たぶん建て替えとか或いは改修になっても、予算を積み立てるというかたちはとれないと思うので、何らかの方法を考えていかないと、できなくなったらそのまま使用できない状況にどんどんなって、使用できないからというかたちでもう活動できないことが一番困ると思いますし、でも今のままでいくとその状況に進んでしまっている感じがするので、是非見通しの持てる説明っていうんですか10年スパンでもなんでも構わないので、もう少し具体的なかたちを出していただけるようお願いいたします。
平井次長	ありがとうございます。 会長のご意見十分理解をさせていただきました。確かに隣保館は大切な施設であるというのは私どもの方も認識はしておりますので、それが長期にわたりしっかりと存続できるように努力はしていきます。
村林会長	後はよろしかったでしょうか。
岡山委員	事業評価についてですけども、全然反対ではないんです。むしろいいことだとは思いますが、けど、福田委員さんも言ったようにちょっと難しいと思いますよこれ。いろいろ考えていただいて活性化をしていく。最終的にはこの国民的課題である部落差別が無くなる。これが最終目的だと私は思います。だから事業評価もいいんですけども、もうちょっと違う方向性も考えていただくようにしてもらえると非常に有り難いなとそういうふうに思います。 よろしくお願いします。
平井次長	ありがとうございます。 しっかりとのご意見を頂戴しまして、館、そして私ども、支所と相談しながら今の事業評価につきましてはしっかり検討して、す

	るしないというところも踏まえてしっかりと検討させていただきますのでよろしくお願いします。
福田委員	評価と関係ないんですけれども要望としてでして、環境整備とい いますか施設整備の話題にちょっとなりましたので。それぞれの館 から言葉で要望していったときに、例えばうちの空調設備がおかし いんだとかっていうことを、書類なり口頭だけでやりとりをしてお るとイメージが沸かないと思うんですよね。だから是非職員の皆さんが現地へ来ていただいて、事業も含めてですねそういうこともし ていただくと嬉しいなと思うんですよね。実態が中々分からないと 思うんですよね。古さはどんな具合だろうとか、雨漏りはどんな 程度だろうかみたいなことは。当然要望が通ったときには業者は来 ていただくわけですけども、そのことも含めて日常的に年1回ぐら いは足を運んでいただいて、聞き取り調査と言いますか、調査・指 導も含めてですね来ていただくと嬉しいなというふうに思います。
平井次長	ありがとうございます。 年に1回というより何回か行かしていただきますし、特に地域、 そちらの方は支所もございますので、そこもしっかりと把握しなが ら、私どもももちろん行かしてもらいますが、現場の状況とかをし っかりと把握したいなというふうに思います。
村林会長	よろしいですか。 ないようですので、最後に、事務局何かありましたら、どうぞ。
平井次長	特に会長、事務局の方からはございません。
村林会長	委員の皆さんにはいろいろご意見をいただき、また審議にご協力 をいただき、誠にありがとうございました。これにて令和5年度第 2回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。 皆さま、どうもお疲れさまでした。